

株式会社サンリオ 算定範囲と算定方法

算定期間

国内会社：2025年4月1日～2026年3月31日
海外会社：2025年1月1日～2025年12月31日

算定範囲

会社名	本社の所在 (国内・海外)
株式会社サンリオ	国内
株式会社サンリオエンターテインメント	国内
株式会社コロコ	国内
Sanrio, Inc.	海外
Sanrio Chile SpA	海外
Sanrio do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.	海外
Sanrio GmbH	海外
Sanrio UK Finance Ltd.	海外
Sanrio Global Ltd.	海外
Sanrio Global Asia Ltd.	海外
Mister Men Ltd.	海外
THQIP	海外
Mister Films Ltd.	海外
Sanrio (Hong Kong) Co., Ltd.	海外
Sanrio Wave Hong Kong Co., Ltd.	海外
Sanrio Korea Co., Ltd.	海外
Sanrio Southeast Asia Pte. Ltd.	海外
三麗陽股份有限公司	海外
三麗陽 (上海) 國際貿易有限公司	海外
三麗陽品牌方廈 (上海) 有限公司	海外
三麗陽出品 (深圳) 貿易有限公司	海外

算定方法

該当する活動	活動内容	算定方法	排出原単位等の出所
Scope1			
直接排出	燃料の使用	CO2排出量＝Σ（（自社が消費した燃料の quantity・金額データ）×（排出原単位））	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ・算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧 ・ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) ・熱供給事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)
Scope2			
間接排出	電気・熱の使用	マーケット基準： CO2排出量＝Σ（（自社が消費した電力の quantity・金額データ）×（マーケットの排出原単位）） CO2排出量＝Σ（（自社拠点の延床面積）×（延床面積当たりの排出原単位））	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Scope 2 Guidance ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ・日本・電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) ・米国 Emission Factors for Greenhouse Gas Inventories ・イギリス UK Government GHG Conversion Factors for Company Reporting ・上海/備考/グリーン Grid Emissions Factors (GEF) Published by Country Government or Adopted as CDM Standardized Baseline ・イタリ/ドイツ Greenhouse gas emission intensity of electricity generation in Europe ・台湾 能源統計手冊 2024 ・日本/韓国/シンガポール サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量の算定のための排出原単位データベース
Scope3			
Cat.1 購入した製品・サービス			
取得した原材料、中間製品、最終製品	仕入れ商品（原料・材料など） 間接的活動（事務用品、サービス利用料など）	CO2排出量＝Σ（（自社が購入・取得した製品またはサービスの quantity・金額データ）×（排出原単位））	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等算定に関する基本ガイドライン ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース
Cat.2 資本財			
生産設備の増設	有形・無形の設備投資（土地除く）	CO2排出量＝Σ（（資本財取得価格）×（排出原単位））	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース
Cat.3 Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動			
調達している電力の上流工程	自社Scope1,2のエネルギー使用量	CO2排出量＝Σ（（自社が消費した燃料データ）×（排出原単位）） CO2排出量＝Σ（（自社が消費した電力データ）×（全電源平均の排出原単位））	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース
Cat.4 輸送、配送（上流）			
一次サプライヤーと自社間の輸送、調達物流、維持物流、出荷物流（自社が荷主）	・購入した製品・サービスのサプライヤーから自社への物流（輸送、荷役、保管）に伴う排出 ・購入した1以外の物流サービス（輸送、荷役、保管）に伴う排出	CO2排出量＝Σ（（自社が購入・取得した輸送サービスの quantity・金額データ）×（排出原単位））	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース
Cat.5 事業から出る廃棄物			
廃棄物（有価のもの除く）の自社以外での輸送、処理	一般廃棄物、産業廃棄物	・委託先での処理・リサイクルの実施が把握できる場合 CO2排出量＝Σ（（廃棄物種類・処理方法別の廃棄物処理・リサイクル量）×（廃棄物種類・処理方法別の排出原単位）） ・委託先での処理・リサイクルの実施が把握が困難な場合 CO2排出量＝Σ（（廃棄物種類別・リサイクル委託費用（量））×（排出原単位））	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース
Cat.6 出張			
従業員の出張、（宿泊）	旅費交通費（移動手段別）	CO2排出量＝Σ（従業員数×排出原単位）	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等算定に関する基本ガイドライン ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース
Cat.7 雇用者の通勤			
従業員の通勤	通勤手当（移動手段別）	CO2排出量＝Σ（従業員数・就業日数×排出原単位） ※ 勤務形態・都市部別	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等算定に関する基本ガイドライン ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース
Cat.8 リース資産（上流）			
自社が所有しているリース資産の稼働にかかる電気、蒸気、暖房	算定対象外		
Cat.9 輸送、配送（下流）			
自社が販売した製品の最終消費者までの物流（輸送、荷役、保管、販売）に伴う排出	算定対象外		
Cat.10 販売した製品の加工			
販売した中間製品の第三者による加工	算定対象外		
Cat.11 販売した製品の使用			
使用者による製品の使用	製品使用時のエネルギー使用量	＜エネルギー使用製品＞ 使用シナリオにおける電力の使用に伴う CO2 排出量 CO2排出量＝Σ（製品販売数×製品の想定生涯使用回数×使用 1 回あたりの電力消費量×全電源平均の排出原単位）	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ・電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)
Cat.12 販売した製品の廃棄			
使用者による製品の廃棄時の輸送、処理	使用者（消費者・事業者）による製品の廃棄時の輸送、処理に伴う排出	CO2排出量＝Σ（（製品販売数量）×（廃棄物種類・処理方法別の排出原単位））	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等算定に関する基本ガイドライン ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース
Cat.13 リース資産（下流）			
自社が賃貸事業費として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働	リース資産利用者/テナント等のScope1、2 ※自社のScope1,2に含まれている場合は対象外	CO2排出量＝（リース資産におけるエネルギー種類の消費量×エネルギー種類の排出原単位）	・GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard 及び GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard ・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン ・電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)
Cat.14 フランチャイズ			
自社が主幹するフランチャイズの加盟者のScope1,2に該当する	算定対象外		
Cat.15 投資			
株利目録で行う投資、金融サービス（株式投資、債券投資、プロシメタ/ファイナンスなど）の運用	算定対象外		

エネルギー使用量

該当する活動	エネルギー使用量	詳細
Scope1		
直接排出	ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス（LPG）、都市ガス、プロン	ガソリン：エネルギー供給会社から購入した年間使用量、エネルギー供給会社からの年間利用料金 灯油：エネルギー供給会社から購入した年間使用量 軽油：エネルギー供給会社から購入した年間使用量 A重油：エネルギー供給会社から購入した年間使用量 液化石油ガス（LPG）：エネルギー供給会社から購入した年間使用量 都市ガス：エネルギー供給会社から購入した年間使用量、エネルギー供給会社からの年間利用料金 プロン：当該年度の稼働稼働に含まれる消費量
Scope2		
間接排出	電力、蒸気	電力：電力会社からの年間購入量、電力会社からの年間利用料金、拠点の延床面積から再生可能エネルギー：非FIT（再生エネルギー）非化石証書 蒸気：エネルギー供給会社からの年間購入量